

給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則に基づいて職員の給与に関する事項を定めたものである。

(賃金体系)

第2条 賃金の体系は、次のとおりとする。

	基本給	
給与	諸手当	通勤手当
		時間外労働割増賃金
	割増賃金	休日労働割増賃金
	退職金	深夜労働割増賃金

(賃金締切日および支払日)

第3条 賃金は末日までを計算し、翌月25日(その日が休日の時はその前日)に支払う。

(賃金の計算)

第4条 遅刻・早退・欠勤などにより、所定の労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対する賃金を支給しない。

2 前項の場合において、休業した計算は当該賃金締切期間の末日において計算し30分を単位として算出する。

3 賃金締切期間の中途において入職または退職した者の当該締切期間の賃金は勤務した時間に対して支給する。

(賃金の支払方法)

第5条 賃金は、職員に対し通貨あるいは本人の同意を得て同人が指定する銀行、その他の金融機関の同人名義の口座へ振込により支払う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは賃金から控除するものとする。

- (1) 給与所得税
- (2) 健康保険料・介護保険料の被保険者負担分
- (3) 雇用保険料の被保険者負担分
- (4) 厚生年金保険料の被保険者負担分



(5) その他、社員の代表者と書面による控除協定にもとづくもの

第2章 基本給

(基本給)

第6条 基本給は、本人の年齢・学歴・能力・経験・従事する職種または職務を総合勘案して決定する。

(昇給)

第7条 昇給は原則として、基本給について毎年4月に技能・勤務成績を勘案して行う。

第3章 諸手当

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、通勤に要する適当な費用額を全額支給する。1ヶ月を超える継続勤務の場合は定期券などの現物支給とすることがある。

(時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当)

第9条 法定労働時間外または法定外の休日に勤務した場合は時間外勤務手当、法定の休日に勤務した場合は休日手当、深夜(22時から5時まで)において勤務した場合は、深夜勤務手当をそれぞれ次の計算により支給する。

基準内手当	時間外勤務手当	$\times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$
	1ヶ月の平均所定実労働時間	

基準内手当	休日勤務手当	$\times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$
	1ヶ月の平均所定実労働時間	

基準内手当	深夜勤務手当	$\times 1.25 \times \text{深夜勤務時間数}$
	1ヶ月の平均所定実労働時間	

- 2 前項の基準内手当は、基本給の合計額とする。
- 3 1ヶ月の平均所定実労働時間は次のように算定する。
- 4 時間外労働が深夜にわたる場合には50%の、または、休日労働が深夜にわたる場合には、60%の割増賃金を支払う。
- 5 計算の結果10円未満は10円に切り上げる。

365日 年間定休日日数 \times 8時間
12ヶ月



第4章 賞与

(賞与)

第10条 賞与は原則として毎年7月および12月に、支給日に在籍する職員に対し、当協会の業績などを勘案して支給する。ただし、当協会の業績の著しい低下その他ややむ得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

2 前項の賞与の額は、当組合の業績および職員の勤務成績などを考慮して決定する。

第5章 旅費

(出張命令)

第11条 職員の出張命令は、協会の発する出張命令によって行わなければならない。

2 協会は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって協会業務の円滑な遂行を図ることが出来ない場合に出張命令を発することが出来る。

(旅費の種類)

第12条 国内旅行の旅費の種類は鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。海外旅行の旅費の種類は鉄道費、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び旅費雑費とする。

2 旅費については国内外及び役職にかかわらず移動及び宿泊に伴う実費全額を支給する。

3 食事代については国内は一泊以上の時は1食1,000円を支給する。但し、日帰りの場合は支給されない。国外については一日3,000円を支給する。

(旅費の精算)

第13条 旅費(概算払いに係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は、必要な書類を添えて協会本部に提出しなければならない。

第6章 退職金

第14条 社員が次の事由により退職する場合は、第18条に定める額の退職金を支給する。

- (1) 定年退職
- (2) 本人死亡のとき
- (3) 業務上の事由による傷病
- (4) やむを得ない業務上の都合による解雇
- (5) 自己都合
- (6) 業務外の事由による傷病



第15条 退職金の額は次の方式により計算する。

(1) 基本支給額

各人の年収額(通勤費を除く)の4%相当額を退職金時までに積み立てた金額とする。
但し、退職金の積立期間は勤続満25年を限度とする。

(2) 前条第4号(会社都合)による割増支給額

前条の支給額に20%相当額を加算した額とする。

第16条 退職金の積立は、毎決算日において当該事業年度の賃金及び賞与の支給総額を
年収額として計上する。

2 期中において退職する者の積立は、期首より当該退職者の退職日までの賃金及び支払
済み賞与の総額に4%を乗じた額を引当計上する。

3 期中において退職金積立期間が満了する者の積立は、期首より積立期間満了日までの
賃金及び支払済み賞与の総額に4%を乗じた額を引当計上する。

第17条 次の各号の一に該当する場合は、退職金を支払わない。

(1) 入社後勤続年数4年に満たない者。

(2) 懲戒処分により解雇された者。

付 則

この規程は、平成20年 4月 21日から施行する。

